

# 【続報】前田建設工業による解雇通知の異議申立と応答記録について

木村俊介 <shukku9998@gmail.com>

2025年4月25日 18:04

To: 後森ATOMURA <atomura.k-gs@nhk.or.jp>

#### 後村さま

いつもご確認いただき、ありがとうございます。 公益通報者の木村俊介です。

本日は、前田建設工業より送付された「解雇予告通知」に対し、私が照会・異議申立を行った一連のやり取りについて、記録整理のうえご報告させていただきます。

### ◆ 経緯の概要

- 2025年4月23日:前田建設工業より「解雇予告通知書」を受領
- 2025年4月24日:通知内容に関し、処分理由の具体化・弁明機会の有無などを確認する照会文書を送付
- 2025年4月25日:企業側(赤尾部長)より「当職は管掌外」「法的範囲で後日書面送付予定」との回答
- 同日:異議申立として以下の内容を正式通知
  - → 「通告時点で処分理由が確定しておらず、合理的説明義務が果たされていない状態が記録上確定した」

### ◆ 本件の記録的意義

本件は、公益通報を行った通報者に対し、**説明のないまま解雇通知がなされた事例**として記録されるものであり、次の2点において重要な示唆を含みます:

- 🔽 企業が通報者に説明を行わず処分を通告した構造の記録
- ☑ 企業側の回答が「後日送付予定」にとどまり、実質的に説明義務を果たしていない事実

このような構造は、公益通報制度における「通報後の排除」リスクを明示的に浮かび上がらせるものと考えております。

## ◆ 添付資料(1ファイルに整理済)

• 【20250425\_解雇通知に対する異議申立と企業応答記録.pdf】 L 通知書、照会文書、企業側回答、異議申立文を時系列で収録した記録ファイル

今後、企業側から正式な書面回答が届いた場合には、追加記録として共有いたします。

本件もまた、公益通報者に対する処遇の現実と制度の限界を記録として可視化する重要な事例の一つであると認識しております。

引き続き、制度検証やご判断の一助となれば幸いです。 何卒よろしくお願い申し上げます。

# 木村 俊介

shukku9998@gmail.com

送信日:2025年4月25日(金)